

# Genuine Particles and equivalent Conjunctives

## 1. Case Particles for **adverbial connection** of a noun to a predicate

1.	Essive	で	「憲法は、最高法規である。」 etc.
2.	Nominative	が	「教室に知らない学生がいる。」 etc.
3.	Dative	に	「母に手紙を書いた。」 etc.
4.	Accusative	を	「漢字をたくさん覚えた。」 etc.
5.	Comitative	と	「友だちと映画を見た。」 etc.
6.	Quotative	と	「この花は、シクラメンと言います。」 etc.
7.	Allative	へ	「来年、外国へ勉強に行きます。」 etc.
8.	Ablative	から・より	「あの学生は、タイから来た。」 etc.
9.	Comparative	より	「大阪は、東京より楽しい。」 etc.

## 2. Adnominal Particles for **adnominal connection** of a noun to another noun

1.	"and"	と	「朝食に、パンと紅茶を注文した。」 etc.	* Parallel or Horizontal connection
2.	"or"	か	「バイクか自動車がほしい。」 etc.	
3.	"or"	や	「家には犬や猫がいます。」 etc.	
4.	"of"	の	「私の靴は、どこにありますか。」 etc.	* Lineal or Vertical connection

## 3. Adnominal or Adverbial Conjunctives which are equivalent to Adnominal Particles

1.	および(及び)、ならびに(並びに)	"and"	* mainly adnominal
2.	かつ(且つ)、そして、また etc.	"and"	* mainly adverbial
3.	または(又は)、あるいは(或いは)、もしくは(若しくは)	"or"	* adnominal or adverbial
4.	すなわち(即ち)	"namely"	* mainly adnominal



### 1. Samples: Dependency Structure with Case Particles

(Simplified)

「	ある	「	いる	「	書いた	「	覚えた	「	見た	「	います
憲法は	法規で	教室に	学生が	母に	手紙を	漢字を	たくさん	友だちと	映画を	花は	シクラメンと
	最高		知らない							この	

  

「	「	行きます	「	来た	「	楽しい
来年	外国へ	勉強に	学生は	タイから	大阪は	東京より
			あの			

### 2. Samples: Dependency Structure with Adnominal Particles

(Simplified)

「	—	—	注文した			ほしい	「	—	—	います	「	ありますか
朝食に	パンと	=	紅茶を	バイクが	=	自動車が	家には	犬や	=	猫が	靴は	どこに
											私の	

### 3. Samples: Dependency Structure with Adnominal or Adverbial Conjunctives

(Simplified)

						公布する						求める
改正	=	法律	=	政令	=	条約を		(N)	=	提出を		
憲法						及び		出頭	=	証言	並びに	記録の
								証人の		及び		

									「	—	—	負う
		(N)	=	大臣	=	議員	=	裁判官	=	公務員は		義務を
天皇	=	摂政	及び	国務		国会			他の	尊重し	=	擁護する
		又は							その	憲法を		
										この		

									「	「	ならない
									ことは	議決に	基かなければ
「	譲り渡し	=	=	=	=	(V)	国会の				
皇室に	財産を	又は	「	譲り受け	=	賜与する					
			皇室が	財産を		若しくは					

(Simplified once again)

						公布する						求める
改正	=	法律	=	政令	及び	条約を		(N)	並びに	提出を		
憲法								出頭	及び	証言		記録の
								証人の				

												負う
		(N)	及び	大臣	=	議員	=	裁判官	=	公務員は		義務を
天皇	又は	摂政		国務		国会			他の	尊重し	=	擁護する
									その	憲法を		
										この		

											ならない
									ことは	議決に	基かなければ
	譲り渡し	又は	=			(V)	国会の				
皇室に	財産を			譲り受け	若しくは	賜与する					
			皇室が	財産を							